

雪害に備えて



昨年12月4日から降りはじめた雪が、12月としては記録的な大雪となり「平成18年豪雪」と命名されました。降雪の時期を迎えるにあたり、平成18年豪雪での被害事例をもとに、雪による被害・事故を防止するための注意事項をまとめましたので、いまから大雪に対する理解を深め、十分に注意をお願いします。



屋根雪下ろしは一人で行わないように

準備はできていますか？

屋根雪下ろし作業、および住宅等建物に関する事項

1. 屋根雪下ろし作業中の事故
屋根雪下ろしは、高所での作業であり、安全帯の装着など落下防止の措置や見張り人を配置して実施してください。
2. 屋根雪の重みで工場等が倒壊
詳しくは、本紙折込チラシ「屋根雪下ろし 3つの用心」をご覧ください。積雪の状況や建物の強度等を判断し、適切な時期に雪下ろしを実施してください。また、異常な音が生じた場合など危険を感じた場合は、速やかに避難し、ご自身の安全を確保してください。
3. 屋根からの落雪事故
軒先よりせり出した屋根雪やつららは一度に落下し、歩行者や車に危害を



稼働中の除雪車には近づかないように

加える恐れがありますので、こまめに除去しましょう。

4. 屋根融雪に関して

気象情報に十分注意し、適切な時期の契約や融雪装置の稼働に努めましょう。

5. ガス漏れ事故

屋根雪下ろしの衝撃や、雪の重みでLPガスのボンベやホースが外れることがあります。位置の確認や、適切な雪囲いなど、雪の重量に耐えられるような措置をおこなってください。

6. 管理が放棄された不在家屋

所有者（所有者が亡くなっている場合は相続人）の不十分な管理が原因で隣家や市民の生命財産に損害を与えた場合、賠償責任を負うこととなります。所有者および管理者が責任を持って除雪等の維持管理を行い、倒壊等により危害を及ぼすことのないように努めてください。

道路除雪時の注意事項

1. 雪詰まりの原因や
付近住宅への浸水
重機等を使用している流雪溝への大量の投雪は、雪詰まりの原因や付近住宅への浸水を引き起こしますので行わないでください。
2. 流雪計画の遵守
流雪溝下流域の状態に配慮し、流雪溝からの溢水による住宅への浸水や、道路の冠水による歩行者への支障が生じないようにしてください。
3. 除雪作業時の健康管理
自分の健康状態に十分気を付けて無理をしないようにしてください。
4. 流雪溝への投雪時の注意
開いたグレーチング（投雪口）に走行中の車が接触した事故が発生しました。赤旗などを掲示し、かつ監視人をつけてください。
5. 除雪車に近づかない
除雪車は急にバックしたり、方向転換をしたりしますので大変危険です。特に、早朝時の除雪作業中、子どもさんの通学途中など気を付けてください。

上水道による融雪の禁止

一時に大量の水道水を使用すると、十分な水量を確保できなくなり、市内の一部の地域で断水となりますので、融雪には使用しないでください。

地域ぐるみ除排雪への協力依頼

除雪には市民皆様の助け合いが必要です。特に、独り暮らし高齢者、身体障害者などの世帯等の除排雪は、ご近所力で地域ぐるみ除雪が図れるように心がけてください。

問 総務課（☎内線226）

「除雪作業員登録」のお願い

市では、除雪作業（おもに屋根雪下ろし作業）を有料で行っていただけるかたの登録を行っています。登録を希望されるかたは、総務課までご連絡ください。

除雪作業員をご紹介します

市では、除雪作業員登録者の紹介を行います。お気軽にご連絡ください。ただし、紹介は独り暮らしの高齢者および障害者世帯を優先させていただきます。

問 総務課（☎内線226）



流雪溝へ排雪するときは赤旗の提示を



除雪車付近は徐行運転を

歩行時の注意事項

工場や体育館など大きな屋根では、一度に大量の雪が落下する恐れがありますので、十分注意してください。



車道を歩くときは慎重に